

2023年8月25日 全9頁

ISSBの「IFRS S2」(気候関連開示)の具体的な内容

今後の気候変動に関する情報開示の国際的な基準

金融調査部 研究員 藤野大輝

[要約]

- 2023 年 6 月 26 日、ISSB (国際サステナビリティ基準審議会) は「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項 (IFRS S1)」、「気候関連開示 (IFRS S2)」を最終化した。
- IFRS S2 では、気候変動に関する詳細な開示項目が定められている。特に、気候変動に関する移行計画、シナリオ分析を前提とした企業のレジリエンス、温室効果ガス(GHG) 排出量をはじめとした業種横断的な指標などの開示に向けては、計画の検討、シナリオ 分析の実施、データの収集といった大きな負担が伴うと考えられる。
- わが国では、SSBJ(サステナビリティ基準委員会)が IFRS S1、IFRS S2 を踏まえ、日本版のサステナビリティ情報開示基準(日本版 S1 基準、日本版 S2 基準)の策定を進めている。わが国の企業においても日本版基準の将来的な適用に備えて、さらに積極的な開示が期待される。

1. ISSB (国際サステナビリティ基準審議会) が最初の開示基準を公表

2023年6月26日、ISSB (国際サステナビリティ基準審議会) は以下の二つの基準を最終化した。ISSB は国際的なベースラインとなるサステナビリティ情報開示基準を策定する機関であり、今回の IFRS S1、IFRS S2 はその最初の基準となる 1 。

▶ サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項 (IFRS S1) ²

▶ 気候関連開示 (IFRS S2)

IFRS S1 は、企業に対して、投資家の投資判断などに役立つ、サステナビリティ関連のリスクと機会に関する情報の開示を求めている。サステナビリティ全般に関する開示事項のほか、開示の場所やタイミングなど、ISSB の基準に沿ってサステナビリティ情報の開示を行う際の要件を定めている。一方、IFRS S2 は、気候関連のリスクと機会に関する情報の開示にフォーカスしたテーマ別の基準であり、気候関連の開示事項を定めている。

本稿では、このうち、IFRS S2 について解説する。

2. IFRS S2 (気候関連開示)

(1)目的と範囲

IFRS S2の目的は、企業に対して下記のような気候関連のリスクと機会に関する情報開示を要求することである。

一般目的財務報告の利用者(投資者、融資者、その他の債権者)が

リソースの提供に関する意思決定(以下を参照)を行う際に役立つ情報

- 持分金融商品や負債性金融商品の売買、保有
- 貸付金および他の形態の信用の供与、販売
- ・企業の経済的資源の利用に影響を与える企業の経営者の行動に対しての、投票やその他の 方法での権利の行使

(出所) ISSB "IFRS S2 Climate-related Disclosures" より大和総研作成

ここでいう気候関連のリスクは、物理的リスク(異常気象などによる急性リスク、気候パターンの長期的な変化に起因する海面上昇などによる慢性的リスク)と移行リスク(低炭素経済への移行によって生じる政策、法律、技術、市場、評判に伴うリスク)に分けられる。

IFRS S2 は、短期、中期、長期にわたって企業のキャッシュ・フロー、資金調達へのアクセス、 資本コストに影響を与えることが合理的に予想される全ての気候関連のリスクと機会に関する 情報の開示を企業に求めている。これに該当しない情報は IFRS S2 の対象外となる。

 $^{^2}$ IFRS S1 の詳細については、拙稿「<u>ISSB の『IFRS S1』(全般的要求事項)の具体的な内容</u>」(2023 年 8 月 2 日、大和総研レポート)を参照。



¹ 両基準の要旨については、拙稿「<u>ISSB の基準 (IFRS S1、IFRS S2) が確定</u>」(2023 年 7 月 4 日、大和総研レポート) を参照。

(2) 開示事項

IFRS S2 では、気候関連の「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の情報開示が求められている(図表 1)。

図表 1 IFRS S2 における開示事項

目的:一般目的財務報告の利用者が、企業が気候関連のリスクと機会を監視、管理、監督するために使用するガバナンスのプロセス、統制、手続を理解できるようにすること

ガバナンス機関(もしくは個人)に関する情報

- 気候関連のリスクと機会に対する責任が、ガバナンス機関の付託事項、義務、職務内容、その他の関連する方針にどのように反映されているか
- 気候関連のリスクと機会に対応するための戦略を監督する上で適切なスキルと能力が、利用可能であるか、開発されるかどうかをガバナンス機関がどのように判断するか
- 気候関連のリスクと機会について、ガバナンス機関がどのように、どのくらいの頻度で知らされるのか
- 企業の戦略、主要な取引に関する意思決定、リスク管理プロセス、関連する方針を 監督する際に、ガバナンス機関が気候関連のリスクと機会をどのように考慮するか (ガバナンス機関がそれらのリスクと機会に関連するトレードオフを考慮したかど うかを含む)
- ガバナンス機関が気候関連のリスクと機会に関する目標の設定をどのように監督し、それらの目標に向けた進捗状況を監視するか(関連するパフォーマンス指標が報酬ポリシーに組み込まれるかどうか、どのように組み込まれるかを含む)

気候関連のリスクと機会を監視、管理、監督するためのガバナンスのプロセス、統制、 手続における経営陣の役割(以下を含む)

- ▶ 役割が具体的な経営者レベルの地位または委員会に委任されているかどうか、および役割を委任したものに対してどのように監督が行われているか
- 経営陣が気候関連のリスクと機会の監視をサポートするために統制と手続を適用しているかどうか、また適用している場合、これらの統制と手続が他の内部機能とどのように統合されているか

目的:一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスクと機会に対処するための企業の 戦略を理解できるようにすること

企業の見通しに影響を与えると合理的に予想される気候関連のリスクと機会

- ▶ リスクと機会を説明する
- ▶ リスクごとにそのリスクが物理的リスクか、移行リスクかについて説明する
- ▶ リスクと機会ごとに影響が合理的に発生すると予想される期間(短期、中期、長期)を特定する
- ▶ 「短期」、「中期」、「長期」をどのように定義するか、また、これらの定義が企業の戦略的意思決定に用いる計画期間とどのように関連付けられるかを説明する

気候関連のリスクと機会が企業のビジネスモデルとバリューチェーンに及ぼす現在の影響または予想される影響

- 企業のビジネスモデルとバリューチェーンに対する気候関連のリスクと機会による現在の影響、予想される影響の説明
- ▶ 企業のビジネスモデルとバリューチェーンのどこに気候関連のリスクと機会が集中しているかの説明(地域、施設、資産の種類など)

気候関連のリスクと機会が企業の戦略と意思決定に及ぼす影響への対応

- 企業がその戦略と意思決定において気候関連のリスクと機会にどのように対応してきたか、対応する計画があるか(企業が設定した気候関連の目標や、法律や規制によって達成が求められている目標に係る計画を含む)
 - A) 気候関連のリスクと機会に対処するための、ビジネスモデルの変更(例えば、 化石燃料(carbon)、エネルギー、水を大量に消費する事業の廃止計画などが 含まれ得る)
 - B) 直接的な緩和・適応の取り組み(例えば、生産プロセスや設備の変更など)

ナンス

ガ

バ

戦

略

- C) 間接的な緩和・適応の取り組み (例えば、顧客やサプライチェーンとの協力を 通じたもの)
- D) 気候関連の移行計画(主要な前提条件や依存関係に関する情報を含む)
- E) 気候関連目標(GHG 排出量に関する目標を含む)を達成するための計画
- ▶ 影響への対応に関してどのように資源調達しているか。
- 企業が過去の報告期間に開示した計画の進捗状況(定量的・定性的情報を含む)

気候関連のリスクと機会が企業の財政状態、財務業績、キャッシュ・フローに及ぼす現在の影響または予想される影響(以下に関する定量的・定性的情報(注1)を開示)

- 気候関連のリスクと機会が報告期間の財政状態、財務業績、キャッシュ・フローに どのような影響を与えたか
- 関連する財務諸表で報告される資産・負債の帳簿価額が次年度報告期間内に重要な調整を受ける重大なリスクがある、気候関連のリスクと機会
- 気候関連のリスクと機会に対処する戦略を踏まえて、企業が短期、中期、長期に財政状態がどのように変化すると予想しているか(以下を考慮する)
 - (i)投資・処分計画(企業が契約上の義務を負わない計画を含む)
 - (ii) 戦略を実行するために計画された資金源
- 気候関連のリスクと機会に対処する戦略を考慮して、企業が短期、中期、長期に財務業績とキャッシュ・フローがどのように変化すると予想しているか

気候関連の変化、進歩、不確実性に対する企業の戦略とビジネスモデルのレジリエンス (企業の状況に応じたアプローチで、シナリオ分析を使用して気候変動に対するレジリエンスを評価する)

- ▶ 企業の気候変動に対するレジリエンスの評価(以下を理解できるようにする)
 - A) 戦略とビジネスモデルに対する企業の評価から得られるインプリケーション (シナリオ分析で特定された影響に企業がどのように対応する必要があるかを 含む)
 - B) レジリエンスの評価において考慮される重要な不確実性に関するエリア
 - C) 企業が短期、中期、長期にわたって戦略とビジネスモデルを気候変動に適合・ 適応させる能力(以下を含む)
 - シナリオ分析で特定された影響に対応するための企業の既存の財務リソースの利用可能性と柔軟性
 - 2. 既存の資産を再配置、再利用、アップグレード、廃止する企業の能力
 - 3. レジリエンスのための、気候関連の緩和・適用、機会に対する投資による 効果
- ▶ シナリオ分析がいつ、どのように実施されたか
 - A) 企業が使用したインプットに関する情報(以下を含む)
 - 1. 企業が分析に使用したシナリオとそれらのシナリオのソース
 - 2. 分析に多様なシナリオが含まれているか
 - 3. 分析に使用されたシナリオが物理的リスク・移行リスクと関連しているか
 - 4. 気候変動に関する最新の国際協定に沿ったシナリオを使用したか
 - 5. 選択したシナリオが気候関連の変化、進歩、不確実性に対する企業のレジ リエンスの評価に関連すると企業が判断した理由
 - 6. 分析に使用される期間
 - 7. 分析に使用された企業の業務範囲(営業場所や事業単位など)
 - B) 企業が分析において行った主要な仮定(以下に関する仮定を含む)
 - 1. 企業が事業を展開する管轄区域における気候関連政策
 - 2. マクロ経済動向
 - 3. 国レベルまたは地域レベルの変数(例えば、地域の気象パターン、人口動態、土地利用、インフラ、天然資源の利用可能性)
 - 4. エネルギーの使用量やエネルギーミックス
 - 5. 技術の発達
 - C) 気候関連シナリオ分析が実施された報告期間
- リ **目的**:一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスクと機会を特定、評価、優先順位付ス け、監視するための企業のプロセスを理解できるようにすること (当該プロセスが企業 の全体的なリスク管理プロセスに統合され、情報を提供するかどうか、またその方法が管 含まれる)

理

戦

略

リスク管理

気候関連のリスクを特定、評価、優先順位付け、監視するためのプロセスや方針(以下を含む)

- ▶ 企業が使用するインプット、パラメータ (データソースに関する情報など)
- ▶ 企業が気候関連リスクの特定に関する情報を伝えるためにシナリオ分析を使用するかどうか、また、その方法
- ▶ 企業がそれらのリスクの影響の性質、可能性、規模をどのように評価するか(例えば、企業が定性的要因、定量的閾値、またはその他の基準を考慮するかどうか)
- 企業が他の種類のリスクと比較して気候関連のリスクを優先するかどうか、またどのように優先するか
- ▶ 企業が気候関連のリスクをどのように監視するか
- ▶ 前期間と比較して企業がプロセスを変更したかどうか、またどのように変更したか。

気候関連の機会を特定、評価、優先順位付け、監視するためのプロセス(企業がシナリオ分析を使用するか、どのように使用するかに関する情報を含む)

気候関連のリスクと機会を特定、評価、優先順位付け、監視するプロセスが、企業全体のリスク管理プロセスに組み込まれている程度や方法など

目的:一般目的財務報告の利用者が、企業が設定した目標や法律や規制によって達成が 求められている目標に向けた進捗状況など、気候関連のリスクと機会に関する企業のパ フォーマンスを理解できるようにすること

業種横断的な指標(注2)

- ▶ GHG に関する情報
 - A) 報告期間中の GHG 排出量 (スコープ 1、2、3 に分類する)
 - B) GHG 排出量の測定に使用するアプローチ(以下を含む)
 - 1. GHG 排出量を測定するために使用するアプローチ、インプット、仮定
 - 2. アプローチ、インプット、仮定の選択理由
 - 3. 報告期間中のアプローチ、インプット、仮定の変更とその理由
 - C) スコープ1、2について、以下の間で排出量を分解したもの
 - 1. 連結会計グループ(例えば親会社と連結子会社)
 - 2. 上記を除くその他投資先(例えば関連会社、合弁会社、非連結子会社)
 - D) スコープ2について、ロケーションベースでの排出量、(GHG に関する) 契約証書に関する情報(利用者の理解に必要な情報)
 - E) スコープ3について、以下を開示
 - 1. GHG プロトコルに沿った、排出量の測定に含まれるカテゴリー
 - 2. (企業の活動に資産運用、商業銀行、保険が含まれる場合)カテゴリー15 の排出量やそれに係る投資に関連する追加情報
- ▶ 移行リスクの影響を受けやすい資産または事業活動の量と割合
- ▶ 物理的リスクの影響を受けやすい資産または事業活動の量と割合
- │ ▶ 気候関連の機会と整合した資産または事業活動の金額と割合
- ▶ 気候関連のリスクと機会のための資本支出、資金調達、投資の額
- ▶ 内部炭素価格(ICP:Internal Carbon Prices)
 - A) 企業が意思決定(例えば、投資判断、移転価格、シナリオ分析)において内部 炭素価格を適用しているか、どのように適用しているか
 - B) 企業が GHG 排出コストを評価するために使用する価格
- ▶ 報酬
 - A) 気候関連の考慮事項が役員報酬に織り込まれるか、どのように織り込まれるか
 - B) 当期の経営陣の報酬のうち、気候関連の考慮に関連する割合

業種ベースの指標

企業が戦略的目標の達成に向けた進捗状況や、法律や規制によって達成が義務付けられている目標を監視するために設定した定量的・定性的な気候関連の目標に関する情報 (GHG 排出量に関する目標を含む、目標ごとに以下を開示)

- ▶ 目標を設定するために使用される指標
- ▶ 目標の目的
- 目標が適用される企業の範囲(企業全体に適用されるか、特定の事業単位や地域のみに適用されるか)
- ▶ 目標が適用される期間
- ▶ 進捗が測定される基礎となる期間
- ▶ マイルストーン、中間目標



- ▶ 目標が絶対量か原単位か(目標が定量的である場合)
- > 気候変動に関する最新の国際協定と目標に関する情報

目標の設定、見直しに対するアプローチ、および各目標に対する進捗状況の監視方法に 関する情報

- ▶ 目標および目標設定の方法論が第三者によって検証されているか
- ▶ 目標を検討するための企業のプロセス
- ▶ 目標達成に向けた進捗状況を監視するために使用される指標
- ▶ ターゲットの変更とその説明

指

標

لح

目

標

気候関連の各目標に対する実績、実績の傾向、変化の分析に関する情報

GHG 排出量に関する目標に係る情報

- ▶ どの GHG が目標の対象となるか
- ➤ スコープ1、2、3の GHG 排出量が目標の対象となるか
- ▶ 目標がグロスか、ネットか(ネットの目標を開示する場合、関連するグロスの目標も個別に開示する必要がある)
- 目標が部門別の脱炭素化アプローチを使用して導き出されたか
- ▶ ネットの目標達成のためのカーボンクレジットの使用計画
 - A) 目標の達成がカーボンクレジットの使用にどの程度、どのように依存するか
 - B) どの第三者スキームがカーボンクレジットを保証、検証するのか
 - C) カーボンクレジットの種類
 - D) 企業が使用する予定のカーボンクレジットの信頼性と完全性を利用者が理解 するために必要なその他の要素

(注 1) 影響が個別に特定できない、測定の不確実性のレベルが高い、企業が定量的な情報を提供するためのスキル、能力、リソースを持たない、などの場合は定量的な情報を提供する必要はない。その場合、定量的な情報を提供していない理由、影響の定性的な情報、他の気候関連のリスクと機会と組み合わせた財務的影響に関する定量的な情報(有用ではない場合を除く)を開示する。

(注 2) 業種横断的な指標に関して、GHG 排出量の分類やリスクの影響を受けやすい資産または事業活動の量と割合などについて、付属ガイダンスが示されているため、そちらを参照することも可能である。

(出所) ISSB "IFRS S2 Climate-related Disclosures" より大和総研作成

各項目の開示に当たっては、いくつか留意すべき点がある。

まず、ガバナンスやリスク管理については、IFRS S1 の開示項目と内容がほぼ同じである。こうした場合、企業は開示における不必要な重複を避ける必要がある。つまり、サステナビリティ関連のリスクと機会の監督が統合して管理されている場合、ガバナンスやリスク管理について、テーマごとに個別で開示するのではなく、重複を避けて統合した情報を開示する。

また、企業の財政状態、財務業績、キャッシュ・フローに及ぼすと予想される影響の開示、リスクと機会の特定、物理的リスク・移行リスクの影響を受けやすい資産または事業活動の量と割合の開示、バリューチェーンの範囲の決定などにおいては、過度なコストや労力をかけずに入手可能な情報を用いることとされている。

GHG 排出量の測定は GHG プロトコルに従うこととされている (当局や上場している取引所において別の方法が指定されている場合を除く)。測定の際に報告企業とバリューチェーン内の企業の報告期間が異なる場合もあるが、この場合、報告期間の長さが同じであるといった一定の条件を満たせば、異なる報告期間の情報を利用して測定することが認められる。



(3) シナリオ分析

企業は気候変動に関するレジリエンスを、企業の状況に応じたアプローチで、シナリオ分析を 実施して評価し、開示する。その際には、過度なコストや労力をかけずに入手可能な情報を考慮 できるようなアプローチを使用する。アプローチの決定においては、気候関連のリスクと機会 へのエクスポージャーを考慮する。例えば、企業の気候関連のリスクと機会が大きい場合、より 高度なシナリオ分析を実施することが考えられる。また、アプローチの決定では、利用可能なス キル、能力、リソースも考慮する。例えば、シナリオ分析を始めたばかりでは、過度なコストや 労力をかけずに高度なシナリオ分析を実施することは難しいと考えられる。

企業がシナリオ分析で使用するインプットを選択する際には、企業は過度なコストや労力を かけずに入手可能な全ての情報(シナリオ、変数、その他のインプットを含む)を考慮しなけれ ばならない。もしくは個々のインプットだけでなく、それらを組み合わせた情報を用いること も想定されている。

なお、シナリオ分析は今後も様々開発されるものであり、企業が使用するアプローチは時間の 経過とともに変化する可能性がある。そのため、企業は自身のスキルやリソース等の特定の状 況に応じてアプローチを変更し得る。また、例えば中期経営計画などに係る一定の期間につい てシナリオ分析を実施していたとしても、気候変動が企業のビジネスモデルと戦略に与える影 響については最新の情報を反映する必要があるため、企業はレジリエンスの評価を毎年実施し、 その結果を報告期間ごとに更新する。

(4) 業種ベースのガイダンス

IFRS S2では、SASB スタンダードを参考にした、業種ベースのガイダンスが付属されている。 当該ガイダンスでは、業種ベースの情報開示のために、各業種の説明、開示トピックと指標、その概要などが示されている。IFRS S2では、気候関連のリスクと機会の特定、リスクと機会による影響やそれに対するレジリエンスの開示、業種ベースの指標の開示、目標に係る指標の特定・開示、などにおいて業種ベースのガイダンスの適用可能性を参照し、検討することが求められている。なお、複数の業種にまたがる事業活動を行っている場合を含め、業種ベースのガイダンスの利用に関して、IFRS S2の付属ガイダンスにおいて例示されているため、そちらを参照することも可能である。

また、スコープ3のGHG排出量に関連して、企業の活動に資産運用、商業銀行、保険が含まれる場合は、カテゴリー15(投資等に伴うGHG排出)の排出量やそれに係る投資に関連する追加情報を開示することが求められている(図表2)。



図表 2 企業の活動に資産運用、商業銀行、保険が含まれる場合の開示事項 (IFRS S2)

- GHG 総排出量 (スコープ1、2、3に分類する) 資産運用に関連する排出量開示に係る資産の総額(スコープ1、2、3に分類する) 産 ファイナンスに係る排出量計算に含まれる総運用資産の割合 運 ファイナンスに係る排出量計算における方法論 用 各産業における資産クラス別の GHG 総排出量 (スコープ 1、2、3 に分類する) 商 各産業への資産クラス別の総エクスポージャー 業 ファイナンスに係る排出量計算に含む企業の総エクスポージャーの割合(注) 銀 ファイナンスに係る排出量計算における方法論 行 各産業における資産クラス別の GHG 総排出量(スコープ1、2、3に分類する) 保 各産業への資産クラス別の総エクスポージャー 険 ファイナンスに係る排出量計算に含む企業の総エクスポージャーの割合(注) ファイナンスに係る排出量計算における方法論
- (注) 100%未満の場合、除外される資産の種類などの情報を開示する。
- (出所) ISSB "IFRS S2 Climate-related Disclosures" より大和総研作成

(5)発効日と経過措置

IFRS S2 は 2024 年 1 月 1 日以後開始する会計年度から発効される(早期適用可)。なお、3. で後述するように、日本企業の法定開示書類に IFRS S2 が適用されるか否かはわが国の当局が判断することであるため、直ちに日本企業に IFRS S2 の適用が求められるわけでないことには注意が必要である。

IFRS S2 には経過措置も設けられている。まず、企業は適用初年度においては、前年との比較情報を開示する必要はない。

また、企業が従来 GHG プロトコル以外の温室効果ガス排出量の測定方法を使用していた場合、 適用初年度においては、その測定方法を使用することができる。

さらに、適用初年度はスコープ3のGHG排出量を開示する必要はない(資産運用、商業銀行、保険に関する追加情報を免除される)。

なお、適用2年度以降に比較情報を開示するために、適用初年度のGHG排出量をGHGプロトコルに従って改めて測定したり、適用初年度のスコープ3のGHG排出量を開示する必要はない。

3. 日本企業におけるポイント

先述の通り、IFRS S2 が企業の法定開示書面に適用されるか否かは、各国当局の対応(法令の改正など)次第である。わが国では2022年7月にSSBJ(サステナビリティ基準委員会)が設立され、IFRS S1、IFRS S2を踏まえ、日本版のサステナビリティ情報開示基準(日本版 S1 基準、日本版 S2 基準)の策定が進められている。日本版基準で求められる開示は、将来的には金融商品取引法に基づく有価証券報告書に取り込んでいくことが想定されている。日本版の基準は2024年度中に確定基準が公表され、その後開始する事業年度から早期適用が可能となる予定である。



気候変動については、東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードでプライム市場上場会社に対して情報開示が求められていること等を背景に、足元では TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース) の基準を参照した開示を行っている企業も多い。仮に日本版基準が IFRS S2 の大部分を踏襲した場合には、現在わが国の企業が有価証券報告書で求められている開示や、TCFD の基準に沿った開示と比較して、相当程度詳細なものが求められることとなる。特に、気候変動に対応した移行計画、シナリオ分析を前提とした企業のレジリエンス、GHG 排出量をはじめとした業種横断的な指標などの開示に向けて、計画の検討、シナリオ分析の実施、データの収集といった大きな負担が伴うと考えられる。日本版の基準の適用は 2026 年以降にまずは早期適用と先のことではあるが、詳細な開示の要求に備え、既に TCFD の基準に沿った開示を行っている企業はさらに積極的な取り組み、開示を進めていくことが考えられる。TCFD の基準に対応していない企業においては、まずは TCFD の基準も参考に、気候変動に関する情報開示に取り組んでいくことが求められよう。

